

鎌倉市自主防災組織連合会
会員各位

鎌倉市自主防災組織連合会
会長 渡辺 英昭

令和5年度鎌倉市自主防災組織連合会総会の開催について(通知)

日頃から鎌倉市自主防災組織連合会の運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、次のとおり、鎌倉市自主防災組織連合会総会を開催いたします。なお会議につきましては、書面会議といたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 議題

- (1) 令和4年度事業報告について(議題1)
- (2) 令和4年度収支決算報告について(議題2)
- (3) 令和5年度事業計画(案)について(議題3)
- (4) 令和5年度収支予算(案)について(議題4)
- (5) 令和5年度役員(案)について(別紙1)

2 各議案の異議について

各議案の異議の有無について、別紙「議案回答書及び会費納付方法申告書」によりFAX又はメールでご回答をお願いいたします。

3 鎌倉市自主防災組織連合会会費について

会費納付方法及び納付金額について、別紙「議案回答書及び会費納付方法申告書」によりFAXまたはメールでご回答をお願いいたします。

4 各議案の回答及び会費納付方法の申告期限

令和5年6月16日(金)

※会費は6月19日(月)から6月30日(金)までに納付してください。

また、振込納付にご協力をお願いいたします。

5 報告事項

(1) 令和5年度訓練について

7月17日(月・祝)に海水浴場等津波避難訓練を、11月5日(日)に沿岸部一斉津波避難訓練を実施します。11月の沿岸部一斉津波避難訓練については、神奈川県と合同で実施し、救助訓練な

どを加え、これまでの訓練を拡充した形で実施します。

(2) 企画編集委員について

別途企画編集委員を選出し、「視察研修先の検討」及び「鎌倉防災だよりの作成」を行います。

(3) 鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱の変更について

令和4年4月1日付けで、要綱の見直しを行いました。令和4年度総会時にもお知らせしておりますが、改めてお知らせいたします。詳細は別紙2をご覧ください。

鎌倉市自主防災組織連合会事務局（総合防災課内）

電 話 0467-23-3000（内線）2615

F A X 0467-23-3373

E-mail sogobo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和4年度事業報告書

議題1

令和5年3月31日

実施時期	事業項目	事業内容	対象者
令和4年 4月26日	役員会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告及び収支決算報告について 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について その他 	役員
5月31日	総会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告及び収支決算報告について 監査報告 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について その他 	会員
8月23日	鎌倉市総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市山崎浄化センター 	会員
10月25日	第1回自主防災組織 リーダー研修会	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県総合防災センター 10名 	会員
11月5日	沿岸部一斉津波避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> 参加者数 676名 	会員
11月9日	第2回自主防災組織 リーダー研修会	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県総合防災センター 13名 	会員
令和5年 1月6日	鎌倉市消防出初式	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市消防出初式に参加 梶原山町内会防災委員会が市長賞受賞 	会員
2月末	視察研修	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い中止 	会員
3月1日	広報紙発行	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉防災だより第18号」 60,000部 	会員
令和4年4月 ～ 令和5年3月	助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ブロックの自主防災組織による合同防災訓練への助成 ブロック訓練実施5回6ブロック(1箇所合同で実施) 個別の自主防災組織による防災訓練への助成 助成対象組織29組織 	訓練実施会員
令和4年4月 ～ 令和5年3月	加入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 未加入組織への加入促進(新規加入0組織) 	会員

令和4年度収支決算報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (1)	収入済額 (2)	差額 (2)-(1)	摘要
会費	1,180,000	1,179,380	△ 620	当初見込み世帯数59,000世帯より31世帯減となる。58,969世帯×20円
負担金	80,000	0	△ 80,000	視察研修負担金(中止)
補助金	400,000	300,000	△ 100,000	市補助金
雑収入	1,000	13	△ 987	預金利息
繰越金	817,651	817,651	0	前年度繰越金
合計	2,478,651	2,297,044	△ 181,607	

支出の部

(単位：円)

	項目	予算額 (1)	支出済額 (2)	差額 (1)-(2)	摘要
事業費	広報啓発費	620,000	653,620	△ 33,620	「鎌倉防災だより第18号」 (令和5年3月発行60,000部)
	視察研修費	500,000	0	500,000	視察研修中止
	訓練・研修 助成費	600,000	267,000	333,000	ブロック訓練助成 6ブロック×30,000円=180,000円 個別自主防災組織訓練 29組織×3,000円=87,000円
	普及促進費	0	0	0	講演会実施なし
	小計①	1,720,000	920,620	799,380	
会議費	総会・役員会費	0	0	0	
	小計②	0	0	0	
事務費	通信費	90,000	48,384	41,616	切手代等
	消耗品費	30,000	10,432	19,568	事務用品費等(封筒、インカートリッジ等)
	小計③	120,000	58,816	61,184	
その他	予備費	638,651	0	638,651	
	小計④	638,651	0	638,651	
	合計	2,478,651	979,436	1,499,215	小計①+小計②+小計③+小計④

収入合計： 2,297,044 円


支出合計： 979,436 円


差引残額： 1,317,608 円 (次年度繰越)


令和4年度会計監査報告書

鎌倉市自主防災組織連合会における令和4年度収支決算報告書、
関係書類を照会し監査したところ、会計処理及び手続きについ
て適正であると認めます。

令和5年 4月12日

監事 内海 昌之 

監事 岩本 優 

会計 中川 圭子 

会計 伊勢 拓人 

令和5年度事業計画（案）

令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業項目	事業内容	実施時期	対象者
役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業報告及び収支決算報告について 令和5年度年度事業計画(案)及び予算(案)について 	4月27日(木) 福祉センター 第1・2会議室 10:00～11:30	役員
総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業報告及び収支決算報告について 令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について 	5月下旬 書面会議	会員
訓練参加	・総合防災訓練(予定)	8月22日(火) (予定)	会員
	・沿岸部一斉津波避難訓練(予定)	11月5日(日) (予定)	
視察・研修会	・視察研修会(予定)	年度内	会員
	・自主防災組織リーダー等研修会への参加(予定)	10月～令和6年2月	
消防出初式	・鎌倉市消防出初式への参加(予定)	1月6日(土) (予定) 10:00～12:00	会員
広報・啓発	・企画編集委員会による広報紙「鎌倉防災だより」第19号の発行 61,000部(連合会加入各自主防災組織全戸配布)	年度内	会員
	・自主防災組織連合会未加入組織への加入促進		
助成事業	・小、中学校区ブロック合同訓練に対する助成	随時	訓練実施会員
	・個別自主防災組織訓練に対する助成		

令和5年度収支予算書(案)

令和5年4月1日から令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	令和5年度 予算額(1)	令和4年度		増減 (1)-(2)	摘要
		予算額	決算額(2)		
会費	1,180,000	1,180,000	1,179,380	620	令和5年度 59,000世帯×20円=1,180,000円
負担金	80,000	80,000	0	80,000	視察研修1回・80名
補助金	400,000	400,000	300,000	100,000	市補助金
雑収入	1,000	1,000	13	987	預金利息等
前年度繰越金	1,317,608	817,651	817,651	499,957	前年度繰越金
合計	2,978,608	2,478,651	2,297,044	681,564	

支出の部

(単位:円)

	項目	令和5年度 予算額(1)	令和4年度		増減 (1)-(2)	摘要
			予算額	決算額(2)		
事業費	広報啓発費	760,000	620,000	653,620	106,380	「鎌倉防災だより第19号」(61,000部)
	視察研修費	500,000	500,000	0	500,000	視察研修1回・80名
	訓練・研修 助成費	600,000	600,000	267,000	333,000	ブロック訓練助成 10ブロック×30,000円=300,000円 個別自主防災組織訓練 100組織×3,000円=300,000円
	普及促進費	0	0	0	0	令和5年度防災講演会(防災のつどい)の実施 予定なし
	小計①	1,860,000	1,720,000	920,620	939,380	
会議費	総会・役員会費	0	0	0	0	総会会場使用料等(書面会議を予定)
	小計②	0	0	0	0	
事務費	通信費	90,000	90,000	48,384	41,616	切手等
	消耗品費	30,000	30,000	10,432	19,568	事務用品等(封筒、ラベルシール等)
	小計③	120,000	120,000	58,816	61,184	
その他	予備費	998,608	638,651	0	998,608	
	小計④	998,608	638,651	0	998,608	
	合計	2,978,608	2,478,651	979,436	1,999,172	小計①+小計②+小計③+小計④

令和5年度 鎌倉市自主防災組織連合会役員名簿

令和5年4月27日現在

役 職		所 属 組 織	氏 名	電 話 番 号	住 所
会 長 (鎌倉地区)		芝原自治会	渡辺 英昭	22-7166	材木座 5-3-11
副 会 長 [4名]	腰越地区	津町内会	新津 豊	090-2444-3084	津西 2-7-34
	深沢地区	上町屋町内会	内海 昌之	46-3723	上町屋 658
	大船地区	大船町内会	田子 祐司	090-3538-2351	大船 2036
	玉縄地区	城廻町内会	渡辺 寿三	43-0821	城廻 812-1
会 計	腰越地区	浜上山自治会	金子 澄恵	080-5532-0383	腰越 1-17-3
	大船地区	戸ヶ崎町内会	伊勢 拓人	43-2725	台 5-4-8-109
監 事	深沢地区	山崎西町内会	檜山 宏	45-3859	山崎 970
	玉縄地区	岡本町内会	笠 泰三	090-8878-9189	岡本 2-6-20
ブ ロ ッ ク 長	第一小学校区A班	長谷自治会	太田 正和	22-4411	長谷 2-11-14
	第一小学校区B班	乱橋自治会	小野 健次郎	23-2319	材木座 3-1-25
	御成小学校区	佐助自治会	岡田 富男	24-6368	佐助 2-9-40
	第二小学校区	十二所町内会	角田 正敬	080-5014-8624	十二所 42
	稲村ヶ崎小学校区	極楽寺西ヶ谷町内会	海老原 譲治	080-1242-7119	極楽寺 4-7-11
	腰越小学校区	神戸町内会	松本 隆	31-7877	腰越 2-18-10
	七里ガ浜小学校区	七里ガ浜町内会	中原 攻	31-0005	七里ガ浜 1-19-15
	西鎌倉小学校区	西鎌倉地区連合会	肥後 正一	84-8854	腰越 1718-94
	深沢小学校区	笛田町内会	田島 重雄	31-2748	笛田 3-29-16
	富士塚小学校区	山崎西町内会	(兼) 檜山 宏	45-3859	山崎 970
	小坂小学校区	山ノ内下町上町内会	亀井 豊三郎	22-2347	山ノ内 1336-201
	山崎小学校区	山崎町内会	石渡 順三	45-1988	山崎 868-61
	大船小学校区	田園町内会	水島 三千夫	090-8307-1156	大船 1-26-13
	今泉小学校区	岩瀬町内会	安増 裕治	090-6038-9157	岩瀬 1300-1
	玉縄小学校区	岡本町内会	(兼) 笠 泰三	090-8878-9189	岡本 2-6-20
	植木小学校区	植木町内会	山崎 一二	45-5936	植木 288
	関谷小学校区	城廻町内会	(兼) 渡辺 寿三	43-0821	城廻 812-1
	第一中学校区	神明町自治会	三輪 祐弘	24-8661	材木座 6-13-16
	第二中学校区	—	—	—	—
	御成中学校区	—	—	—	—
	腰越中学校区	津町内会	上野 学	090-6182-0043	津西 2-1-17
	深沢中学校区	—	—	—	—
	手広中学校区	—	—	—	—
	大船中学校区	つるまい町内会	秦 豊昭	46-0955	小袋谷 1-4-16-306
	岩瀬中学校区	—	—	—	—
	玉縄中学校区	鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会	鈴木 康夫	45-9395	岡本 1189-4-1071

※ 任期の途中で役員が退任するときは、残任期間を同じ地区の会員から選任する。

※ 中学校ブロックのブロック長は選任次第記載します。

【会長・会計・監事輪番表】

年度 地区	令和4年度 令和5年度	令和6年度 令和7年度	令和8年度 令和9年度	令和10年度 令和11年度	令和12年度 令和13年度
鎌倉地区	会長	監事	会計	監事	会計
腰越地区	会計	会長	監事	会計	監事
深沢地区	監事	会計	会長	監事	会計
大船地区	会計	監事	会計	会長	監事
玉縄地区	監事	会計	監事	会計	会長

鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱の変更について

1 令和4年度の変更点

現状の問題点や、自主防災組織からの要望等を踏まえ、令和4年4月1日付けで要綱を見直しました。主な変更点は以下のとおりです。

- (1) これまでの補助金助成対象は、自主防災組織単体でしたが、自主防災組織が連携した連合組織への補助金助成対象となりました。例えば、避難所運営マニュアル等の印刷物や、地区合同の倉庫を建てる場合等、助成対象が広がりました。
- (2) 申請書の様式を変更しました。自主防災組織と連合組織に分け、申請書の押印を廃止しました。ただし、請求書には押印が必要です。
- (3) 別表第1の補助対象事業を追加しました。(避難所として使用する町内会に設置するテレビ、受水槽等の災害時給水栓、止水板等)

2 補助金制度の概要

- (1) 対象者
自主防災組織及び自主防災組織が連携した連合組織
- (2) 補助金額
防災資機材の購入費などの2分の1 (1,000円未満切捨て)
- (3) 補助金限度額
1組織又は1連合組織に対し1,000,000円
- (4) 対象物品等
要綱別表1、2のとおり
- (5) 申請の流れ
別添のとおり
- (6) 申請書等一式
要綱は別添のとおり、詳細は鎌倉市ホームページをご覧ください



QRコード

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/shinseisho_18sobs20002.html

○鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、以下のとおり用語の定義を定める。

- (1) 「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会その他これに準ずる団体がその地域の防災対策確立のために自主的に設けた組織で、その運営又は構成に係る規約等を有するものをいう。
- (2) 「連合組織」とは、2以上の自主防災組織が連携して活動する組織をいう。

(補助)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織が行う別表第1に掲げる事業又は連合組織が行う別表第2に掲げる事業とし、市長は、それぞれの事業に要する経費の1/2以内を当該自主防災組織又は当該連合組織に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付時期)

第4条 前条の規定による補助金の交付時期は、補助対象事業の終了後とする。

(補助金の限度額)

第5条 同一自主防災組織又は同一連合組織に対する1会計年度における補助金の額は、1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織又は連合組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災活動育成費補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織

- ア 補助対象事業に係る見積書の写し
- イ 自主防災組織規約及び編成表
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 連合組織

- ア 予算書等（事務費で見積書の写しが添付できないとき）
- イ 理由書（避難所運営マニュアル等）
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等設置のみ）
- エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して、自主防災活動育成費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等の設置のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（管理義務等）

第8条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けて所有した防災資機材等の管理、使用、訓練等の方法については、別に定めるところにより行わなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する防災資機材等について別に定める場合を除き、動産にあつては5年間、不動産にあつては25年間処分をしてはならない。

（補助金の交付決定取消し又は返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の申請について不正の行為があつたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する管理義務等に違反したとき。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項）

補助対象事業（自主防災組織）

種類	内容	
普及・啓発	自主防災組織の規約、編成表、普及・啓発等のポスター、パンフレット等の作成に関するもの、模擬消火訓練装置、組立式水槽、煙霧機、火災実験装置、訓練用消火器、その他自主防災組織が行う普及・啓発活動に必要と認められるもの	
防災資機材等の設置等	情報収集伝達用具	携帯用ラジオ（FM付）、トランシーバー、戸別受信機、テレビ（町内会館等（避難所として使用する場合に限る）に設置するものに限る。）
	初期消火用具	街頭設置用消火器、街頭設置用消火器格納箱、街頭設置用消火器薬剤交換、街頭設置用バケツ、可搬式動力ポンプ、防火水槽、ホース、格納器具一式、防火衣、鳶口
	救出用具	テコ棒（鉄製）、一輪車、ロープ、はさみ（鉄製）、バール（鉄製）、ゴムボート、折りたたみはしご（金属性）、ジャッキ、のこぎり、掛矢、おの、スコップ、ツルハシ、大ハンマー、ペンチ、エンジンカッター、チェーンブロック、チェーンソー、防煙マスク
	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、自動体外式除細動器（AED）
	避難誘導用具	拡声器、強力ライト、リヤカー、車椅子、警報器具、携帯用投光機、標識板、標旗
	給食給水用具	給食用かま・なべ、給食用具、ポリタンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置一式、移動式コンロ、受水槽等の災害時給水栓
	その他の防災資機材等	ヘルメット、防水シート、土のう袋、腕章、防災服、防災倉庫、救命胴衣、簡易トイレ式、軍手、発電機、止水板
	井戸の保全	井戸替え、水質検査、消毒殺菌剤
	食糧等	5年以上保存可能な非常用食糧、非常用飲料水
	上記以外のもの	防災資機材等のうち市長が必要と認めるもの。

（注）防災資機材等の配送料、廃棄料は補助対象事業には含まれません。

別表第2（第3条第2項）

補助対象事業（連合組織）

種類	内容
普及・啓発	避難所運営マニュアル作成・更新等に関する文具類、紙、印刷（最低数量設定）等の事務費
防災資機材等の設置等	別表第1と同じ

第1号様式 (第6条)

自主防災活動育成費補助金交付申請書 (自主防災組織)

年 月 日			
(宛先) 鎌倉市長			
住所.....			
自主防災 組織名.....			
氏 名.....			
申請者 (代表者) 電 話 () -			
次のとおり申請します。			
自主防災組織	名 称		
	所在地		
事 業 費	円	補助申請 額	, 000 円
補助申請額 算出内訳	(事業費)	$\times 1/2 =$	(補助申請額) ※ 1,000 未満切り捨て
申請内容	<input type="checkbox"/> 別紙防災資機材等の購入 <input type="checkbox"/> その他		

(注) ①見積書の写し、②自主防災組織規約、③自主防災組織の最も新しい編成表、
④防災資機材等保管場所一覧表を添付してください。

第2号様式 (第6条)

自主防災活動育成費補助金交付申請書 (連合組織)

年 月 日			
(宛先) 鎌倉市長			
住 所.....			
自主防災 組 織 名.....			
申 請 者 氏 名..... (代表者)			
電 話 () -			
次のとおり申請します。			
連合組織	名 称		
	自主防災組織名		
事 業 費	円	補助申請 額	, 000 円
補 助 申 請 額 算 出 内 訳	(事業費)	× 1/2 =	(補助申請額) ※ 1,000 未満切り捨 て
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 別紙防災資機材等の購入		
	<input type="checkbox"/> 事務費		
	<input type="checkbox"/> その他		

(注) ①見積書の写し、②理由書③防災資機材等保管場所一覧表 (防災資機材の設置のみ) を添付してください。

第3号様式 (第6条)

交 付
鎌倉市自主防災活動育成費補助金 決定通知書
不交付

鎌 第 号 年 月 日			
様			
鎌倉市長 印			
年 月 日付け申請について、次のとおり決定したので通知します。			
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します・ <input type="checkbox"/> 交付しません	交付決定額	円
決定理由			

(注) 1 事業完了後、自主防災活動育成費補助金を交付しますので、終了後速やかに次の書類を提出してください。

- (1) 請求書 (市様式)
- (2) 領収書 (写)
- (3) 防災資機材等保管場所一覧表

2 補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。

なお、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。

事務担当
鎌倉市役所 ●●●●部
●●●●課 ●●担当
電話：0467-23-3000
Fax：0467-23-●●●●

鎌倉市自主防災活動育成費補助金

交付申請等の手順について

2022年4月

自主防災組織の事務

総合防災課

1 事前相談

事業及び防災資機材購入計画の段階で総合防災課までに事前に電話等でご連絡を下さい。

電話23-3000（代表）

2 補助金の申請

- 補助金交付申請書
- 見積書の写し
- 規約
- 編成表
- 一覧表

を、**総合防災課**へ提出して下さい。

【書類審査】

※ 申請者（代表者）は自主防災組織の長（防災部長等）として下さい。

※ 見積書の写しは日付記載されたものが必要です。

※ 規約及び編成表は、最新のものをお願いします。

※ 申請時に添付する一覧表は、現在備蓄している資機材の一覧

3 事業（購入）の実施

決定通知書受領後に事業の実施又は防災資機材を見積業者から購入して下さい。

事業が完了（購入）したら、総合防災課に連絡して下さい。

支払いは、**立替え払い**をお願いします。

【補助金交付決定通知書】

を、申請者へ郵送します。

【検収】

購入物品等を現地等で確認します。

4 補助金の請求

- 請求書（市役所への請求書です）
 - 業者からの領収書の写し
 - 防災資機材等保管一覧表（購入したもの）
- を、**総合防災課**へ提出して下さい。

【書類審査】

5 入金の確認

請求から振込みまで、3週間程度かかります。

【振込み】

補助金を指定口座に振り込みます。

令和5年度 鎌倉市自主防災組織連合会総会
(書面会議)の議案回答書及び会費納付方法申告書

自主防災組織名 _____
会 長 名 _____
住 所 _____
電 話 _____
F A X _____

- 1 各議案に異議の有無について(該当を○で囲ってください)
【異議あり】 【異議なし】

※ 異議がある場合に、その異議内容についてご記入ください。

◇ 議案第()号

- 2 その他の意見について

- 3 会費納付方法について

※支払い方法に必ず○をつけてください。

- 1 銀行振り込み 2 事務局へ直接払い

_____ 世帯×20円= _____ 円

※納付金額は世帯数×20円になります。

※ご申告いただきました世帯数が、連合会からの配布物などの数量となります。

※事務局から請求書などの発行は致しませんので申告分を期日までにお支払いください。

※銀行振り込みの場合、領収書を発行しませんのでご承知おきください。

回答期限 令和5年6月16日(金) FAXまたはメールでご回答ください。

鎌倉市自主防災組織連合会事務局
TEL : 0467-23-3000 (内線 2615)
Fax : 0467-23-3373
E-Mail : sogobo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和5年度 鎌倉市自主防災組織連合会総会
(書面会議)の議案回答書及び会費納付方法申告書

自主防災組織名 小町元町町内会
会 長 名 高橋和雄
住 所 鎌倉市小町1-11-3
電 話 080 3342 5671
F A X 無し

1 各議案に異議の有無について (該当を○で囲ってください)

【異議あり】

【異議なし】

※ 異議がある場合に、その異議内容についてご記入ください。

◇ 議案第 () 号

2 その他の意見について

3 会費納付方法について

※支払い方法に必ず○をつけてください。

1 銀行振り込み ② 事務局へ直接払い

41 世帯 × 20 円 = 820 円

※納付金額は世帯数 × 20 円になります。

※ご申告いただきました世帯数が、連合会からの配布物などの数量となります。

※事務局から請求書などの発行は致しませんので申告分を期日までにお支払いください。

※銀行振り込みの場合、領収書を発行しませんのでご承知おきください。

回答期限 令和5年6月16日(金) FAXまたはメールでご回答ください。

鎌倉市自主防災組織連合会事務局

TEL : 0467-23-3000 (内線 2615)

Fax : 0467-23-3373

E-Mail : sogobo@city.kamakura.kanagawa.jp